



青色情報

No.6 4 4
7月・8月号
令和4年7月20日発行

津青色申告会

津市丸之内12-1
TEL 059-225-6555
FAX 059-224-6670
tsu-aoiro@zvtv.ne.jp



Instagram 始めました！

#tsu-aoiro0205

#フォローお願いします！

津税務署定期人事異動

<転入>

- 署長 富田 博之 氏
(局・総・人2・課長)
- 筆頭副署長 横山 幸泰 氏
(四日市・特官)
- 個人1統括 西田 孝久 氏
(鈴鹿・個1・統括官)
- 記帳推進官 鈴木 純 氏
(津島・個1・指導担当)
- 統括上席 小林 祐介 氏
(西尾・個1・統括上席)

<転出>

- 小倉 康彦 氏 (署長)
退官
- 野崎 剛 氏 (副署長)
局・課2・酒調整官に
- 八木 秀宣 氏 (個人1統括)
四日市・審理専官に
- 小木曾 徹 氏 (記帳推進官)
北那覇・個3・統括官に
- 桐山 真哉 氏 (統括上席)
伊勢・個1・統括上席に

★新型コロナウイルス感染症に関する大事なお知らせ

感染症拡大防止の取り組みとして、受付窓口にアルコール消毒・飛沫感染防止板を設置、こまめな換気、職員のマスク着用等、対策を講じております。

会計ソフトの体験・点検・相談会等、密を避けるため来所をご希望される方は、**必ず事前に予約**をお取りいただき、**マスク等を必ず着用**してのご来館をお願いします。



【個別体験講習会】

パソコンソフト 「ブルーリターンA」

パソコン会計は如何ですか。消費税の申告にも対応し、決算申告が楽々。青色申告特別控除65万円適応。簿記・パソコンの初心者向けで、イータックスにも対応します。一度見に来て下さい。

- ◆日 7月25日(月)・26日(火)
8月 8日(月)・ 9日(火)
9月 5日(月)・ 6日(火)
- ◆時間 午前10時～11時 午後2時～3時

『青色共済』+『傷害特約』月2,250円
健康審査無用・速やかな給付・大きな安心
病気とケガの総合保障

【青色共済】 会員の相互扶助…必要経費
【傷害特約】 ケガの通院給付は1日目から補償

【減価償却の計算はパソコンで】受付中

2月の税務相談では手計算による減価償却の計算及び相談は出来ません。パソコン入力による自動計算をご利用下さい。提出用の計算表を印刷してお渡しします。一度入力しておくと毎年自動計算されます。ご利用下さい
11月末まで電話予約を受け付けています。

※8月11日(木)～17日(水)

は、お盆休みの為、閉館いたします。

「e-Tax利用のための相談会」

自宅からイータックスで確定申告をするための、開始届から利用手続き、申告方法まで、相談を行います。添付書類も省略できます。65万円控除の為にぜひ、e-Taxが便利です。

- ◆日 7月27日(水)・28日(木)
- ◆時間 10時・11時・14時・15時

津青色申告会
会員の皆様へ

粗品プレゼント

みえ共済特別キャンペーン実施

令和4年9月1日～令和4年11月30日

パールシニア共済

(引受基準緩和型商品)

持病がある方でもご加入いただける医療共済

すこやか共済

通院1日目から保障する傷害共済

所得補償共済

ケガや病気による就業不能を保障します

どの共済もお手頃な掛金で、しっかり備えていただけます
同封のチラシをご覧ください

この機会にご検討ください！



詳しくは、津青色申告会 まで
TEL 059-225-6555

インボイス制度が始まります！！ インボイス制度 講習会開催のお知らせ

令和5年10月から、インボイス制度消費税率が変わります！

今年度の5月にインボイス制度についての講習会を開催しましたところ、先着10名様満員になり、好評で終了いたしました。好評につき、インボイス制度の講習会を再度、開催いたします。ご自分に関係ないと思っている方も、是非、講習会にご参加下さい！

日時：8月26日（金） 13：30～14：30

講師：津税務署 個人課税第一部門
鈴木 純 記帳指導推進官

会場：津青色申告会会議室

☎ 059-225-6555
先着10名様で終了。
お電話にてお申込み下さい。



専従者給与の平均は（2021年度津会調べ）

◇男性	年額合計 1,840千円	給与1,740千円	賞与100千円	平均年齢47歳
◇女性	年額合計 1,524千円	給与1,413千円	賞与111千円	平均年齢53歳

「記帳なんでも相談会」

記帳は遅れていませんか。悩んでいませんか。日々の記帳に関する個別なんでも相談会を行います。正しい記帳で不安や疑問を今のうちに解消しておきましょう。

お気軽にご参加ください。

◇日 8月1日(月)・2日(火)
◇時間 午前10時・11時・午後1時・2時

「消費税対策は大丈夫ですか」

課税事業者の貴方

◎十分な対策は出来ていますか

【消費税の記帳】は正しいですか？

◎【本則】ですか 【簡易】ですか

申告の仕方によって、納税額も帳簿の書き方も変わります。

『消費税相談』 正しい記帳

◇日 8月29日(月)・30日(火)
9月1日(木)・2日(金)

◇時間 午前10時 午後2時
—記帳方法・記帳点検と比較—

「会員増強にご協力を！」

津青色申告会は、平成14年以前は会員数3,000名前後を推移しておりましたが、その後減少の一途をたどり、平成28年には、2,000名を切ってしまいました。会存続の危機に直面しております。津青色申告会は、入会して頂きました会員さまおひとりおひとりのご協力により成り立っております任意の団体です。

お知り合いの方・お近くの方、新しい会員をご紹介下さい。ご紹介者が入会された場合、加入者1名につき5,000円の報奨金を差し上げます。ご本人をお連れ頂くか、電話・FAX・メールで事務局へご連絡下さい。あらためまして、会員増強にご協力いただきたくよろしくお願いたします。

よろしく
お願いたします



令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として「**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**」が導入されます。
「適格請求書発行事業者」になるには税務署への手続きが必要です。



A子さん 消費税の課税事業者（一般課税）適格請求書発行事業者

※簡易課税の場合は、売上から消費税を計算するので仕入先が適格請求書発行事業者である必要はない

B美さんは適格請求書発行事業者なので
Aさんは、B美さんが
「**適格請求書**」を発行することにより、
消費税の仕入税額控除ができる

C江さんは適格請求書発行事業者ではないので、Aさんは、C江さんから仕入れた金額を消費税の仕入税額控除にできない。

免税事業者でも適格請求書発行事業者（消費税課税事業者）になるか検討が必要



B美さん
消費税の課税事業者
（一般課税または簡易課税）
適格請求書発行事業者



C江さん
消費税の免税事業者
（適格請求書発行事業者でない）

適格請求書の記載事項

- | | | |
|--------------------------------------|---------|--------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称及び 登録番号 | ② 取引年月日 | ③ 取引内容 |
| ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 適用税率 | ⑤ 消費税額等 | |
| ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称（適格簡易請求書の場合は不要） | | |

適格請求書発行事業者は、請求書や納付書にこれらの事項が記載された書類を交付しなければなりません。

- ① の「登録番号」が税務署から発行される適格請求書発行事業者の番号になります。

登録番号は適格請求書発行事業者になることにより、発行されます。

【「**適格請求書発行事業者**」になるには税務署への手続きが必要です。登録申請のスケジュール】

《適格請求書等保存様式（インボイス制度）スタート》 令和5年10月1日

《令和5年10月1日から登録する場合の適格請求書発行事業者登録申請期間》

令和3年10月1日～令和5年3月31日

（※免税事業者は、この期間内に申請すれば、課税事業者選択届出書が省略できます（経過措置）。この場合、消費税の簡易課税の選択届出書を提出すれば簡易課税が適用されます。）

※適格請求書発行事業者になると、消費税の課税事業者になるので、確定申告時期に消費税の確定申告書も提出していただくことになります。免税事業者の方は、適格請求書発行事業者になるか、検討をお願いします。

☆不動産賃貸業の方も、店舗や駐車場を貸し付けている場合は、適格請求書発行事業者になることを検討する必要があります！

お問合せは国税庁専用ダイヤル 0120-205-553 へ